平成２６年（フ）第１７４７号
福岡市早良区早良５丁目20番12号
債務者　西永　絵理
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２号
福岡県大牟田市大字手鎌1195番地１　グレイスビル101号
債務者　西田満知恵（旧姓梅津・松尾）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５８６号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸172番地１　サンシャイン裏城戸Ｄ
債務者　日下　良之
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５８号
仙台市太白区四郎丸字渡道28番地の１　カーサプラシード103、従前の住所仙台市宮城野区岩切１丁目１番16号　第２北畑ハイツ103
債務者　三浦　弘恵
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６９号
仙台市宮城野区西宮城野４番15号
債務者　細川　達洋
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
長野県千曲市大字戸倉1525番地１
債務者　片山　美穂
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３４号
長野県上田市真田町本原1248番地１　グローバルハウスＣ棟201
債務者　三井みどり（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４１０号
兵庫県加古川市平岡町新在家1126番地の26
債務者　市川　洋和
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３７号
和歌山県日高郡印南町大字丹生433番地の５、申立時の住所兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目１番地47　サンライフ歌野橋301号
債務者　川口美千代
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市青山西２丁目20番２－402号　コーポ青山Ⅱ、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目19番18号
債務者　山下　芳文
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７１号
兵庫県加古川市神野町西条1052番地　奥村荘10号
債務者　中田のり子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８６５号
広島県廿日市市宮園４丁目５番地16
債務者　遠藤　美香（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７７号
広島市安芸区矢野西７丁目17番34―101号　シャーメゾン矢野Ｂ棟
債務者　小川　憲司
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１７号
大分市大字古国府579番地の５　ロータス花園302
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９５号
山梨県笛吹市石和町山崎89番地２　石和ハイム５号室、前住所山梨県笛吹市御坂町成田97番地　ひかり荘２号
債務者　岩間　俊英
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１　市営東多久駅前団地Ａ22号
債務者　原岡　智子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
佐賀市大和町大字久池井953番地　アップルⅠ―12号室
債務者　松下　明宏
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係